

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和5年度の国民年金額改定および 離婚時の年金分割制度についてのお知らせ

今月の年金相談

3月9日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は4月13日(木)です。

役場第3会議室

■令和5年度の年金額改定について

令和5年度の国民年金受給額(老齢基礎年金 満額1人分)

	令和4年度(月額)	令和5年度(月額)
新規裁定者(67歳以下の方)	64,816円	66,250円(+1,434円)
既裁定者(68歳以上の方)		66,050円(+1,234円)

令和5年度の国民年金保険料について

	令和4年度(月額)	令和5年度(月額)
国民年金保険料	16,590円	16,520円(-70円)

■離婚時の年金分割制度について

離婚をした場合、当事者の一方からの請求(離婚後2年以内)により、婚姻期間中の厚生年金記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で分割することができます。

【年金分割方法】

サラリーマン等が加入する厚生年金は、給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、報酬額の記録に応じて厚生年金が支払われますが、離婚時の年金分割が行われると、婚姻期間中については、厚生年金支給額の計算の基となる報酬額の記録が分割されることとなり、年金額を当事者間で分割することとなります。具体的な分割方法は次のとおりです。

(1) 合意分割

当事者双方からの請求により年金を分割します。

年金分割の割合は、当事者双方の合意、または、裁判手続きにより決定されます。

(2) 3号分割

サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により年金を分割できます。年金の分割割合は、2分の1ずつとなります(平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象となります)。

詳しい制度内容やお手続き方法等については、下記へお問い合わせください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-82-8002 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係(窓口6番) 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。